

問1 (2)

この問題は、「安全衛生管理体制」の知識を問う問題である。衛生管理者を選任すべき事業場は常時50人以上の労働者を使用する全業種の事業場である。この要件は衛生委員会と同様であることを押さえておく。

衛生管理者は、労働者数により選任する人数が異なることも押さえておく。常時1,000人を超え、2,000人以下の労働者を使用する事業場では4人選任する。また、常時1,000人を超える労働者を使用する事業場では少なくとも1人を専任の衛生管理者とすること。

さらに、業種区分に応じ、第1種、第2種それぞれの衛生管理者免許を有する者の中から選任しなければならない。運送業および清掃業の場合は第1種免許が必要。

重要ポイント

第2種衛生管理者免許が有効な代表的な業種を確認しておく。

第2種衛生管理者免許を有する者を選任できる代表的な業種は、金融業、各種商品小売業（商店、スーパーマーケット、書店）、旅館業、ゴルフ場業など

重要ポイント

少なくとも1人を専任の衛生管理者とする代表的な事業場を確認しておく。

常時500人を超える労働者を使用し、坑内労働または一定の有害業務に常時30人以上の労働者を従事させるもの

法令：安衛法第12条、安衛令第4条、安衛則第7条

関連問題：H29.10.問1 H30.4.問1 H30.10.問1 H31.4.問1

問2 事業者が衛生管理者に管理させるべき業務として、法令上、誤っているものは次のうちどれか。

ただし、次のそれぞれの業務のうち衛生に係る技術的事項に限るものとする。

- (1) 安全衛生に関する方針の表明に関すること。
- (2) 事業者に対して行う労働者の健康管理等についての必要な勧告に関すること。
- (3) 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (5) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。